

## 政策調整会議概要（2月2日開催分）

日 時 令和5年2月2日（木曜日）13時～13時30分  
場 所 市役所本館2階 会議室

【案件】箕面市立病院の移転に伴うあいあい園の今後の運営、移転場所について

### 出席者

委 員 副市長、市政統括監  
担当部 教育長、副教育長、子育て担当部長、子育て担当副部長、子どもすこやか室長  
事務局 市政統括政策推進室職員

### 確認事項

- ・あいあい園の今後の運営方法、移転先の確定

### 結 論

- ・原案を了とし、政策決定会議に諮ること。

### 質疑・意見等

Q: あいあい園を児童発達支援センターとして設置する目的は何か。

A: 平成24年児童福祉法改正により創設された障害児通所支援サービスを提供する民間障害児通所支援事業所が増加し、現在、市内で43か所となっている。これらの事業所と連携し、地域の障害児支援の質の向上をめざす中核施設としての位置づけが必要となっている。また、国や府が令和5年度末までに各市町村に1か所以上設置するとしている考え方も踏まえ、本市では、第二期箕面市障害児福祉計画において、あいあい園を市立病院の建て替え状況を踏まえ、児童発達支援センターとして設置する方針としてきたところ。

Q: あいあい園を、市立病院の移転先ではなく、旧教育センター跡施設へ移転するほうがよいと考える理由は何か。

A: 市立病院の移転先へ移転する場合、市立病院が移転するまでの間、現在のあいあい園内に障害児のリハビリテーションを実施するための診療所を併設するための改修費用に加え、移転先での整備費用も必要となる。一方、旧教育センター跡施設に移転する場合は、同施設の改修費用のみの負担となり、コスト面から優れていると考えた。なお、市立病院の移転予定地の空地に整備することも検討したが、指定管理者制度導入予定の令和7年4月に竣工が間に合わず、こちらへの移転は難しいことが判明したため。

Q: 児童発達支援センターを設置することで付加される機能は何か。

A: 地域における障害児支援の中核的な施設として、専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障害児通所支援事業所に対する助言・援助機能、地域のインクルージョンの推進機能、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能が付加されることになる。

Q: 移転に向けて、今後のスケジュールの見込みは。

A: 令和7年4月の開設をめざし、令和5年度に設計を実施、令和5年12月に設置条例と改修工事経費を提案、令和6年度に工事を行う予定。

以上